ＪＲ東海労幹関西地「申」第23号
２０１９年２月１４日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長　松嵜　道洋殿

ＪＲ東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長　畑野　浩孝

「鳥飼車両基地における駐車場」に関する申し入れ

現在、会社は、鳥飼車両基地に通勤する社員に対し「公共交通機関による通勤」「自転車等（自動車通勤も含む）による通勤」を認めており、社員は希望する通勤手段を選択できなければならない。

しかし、会社が自動車で通勤するため必要な「駐車許可証」を発行しないため、やむを得ず、車通勤に比して時間を要する自転車や二輪車で通勤している社員、公共交通機関による通勤への変更を余儀なくされた社員が多数いる。

現場では、車通勤者への転勤は「駐車許可証」を剥奪するためと言われている。しかも「駐車許可証」を発行されないため、体調管理などを考慮してやむを得ず自動車通勤を行っている社員は、仕方なく自費で職場近くのコインパーキング等に車を止める等により自動車通勤をしている社員が複数いる。

この通勤手段は会社も認めているにも関わらず、会社はコインパーキングに支払った駐車料金を支払っていない。この間、「駐車許可証の発行」について「申し入れ」等で早急な駐車許可証の発行を要求してきたが、会社は「工事中で駐車場の確保ができない」等の理由により、新たな駐車許可証を発行していない。現在、駐車場として使用している箇所を確認しても工事中ではなく、実際、駐車場は空いている。

よって、「駐車許可証の発行」について多くの疑問があり下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

１．現在、鳥飼基地で駐車場として利用できる場所を全て明らかにすること。

２．現在、鳥飼基地で利用できる駐車台数を全て明らかにすること。

３．駐車場は、サービック社員、ＳＥＫ社員、ＪＲ社員が利用しているが、各会社毎の駐車場所、台数等を明らかにすること。

４．ＪＲ社員が利用している職場ごとの区分、台数等を明らかにすること。また、仕業、修繕、台検各車両所の社員に対して、駐車許可証を何名発行しているか明らかにすること。

５．現在、高架下駐車場約２０台分を潰して「駐輪場」らしきものが完成しているが、使用されていない。この使用目的を明らかにすること。また、この状況をなぜ社員

に知らせないのか明らかにすること。

６．今後の駐車場の使用計画を明らかにすること。

７．駐車場の管理、駐車許可証の管理はどこが行っているのか明らかにすること。

８．転勤すると転勤先で駐車許可証が発行されない理由を明らかにすること。

９．「駐車許可証の発行」に関して「ルール等」があるのか明らかにすること。また、「ルール等」があるとすればそのルールを明らかにすること。

10．「ルール等」があるとすれば、社員に対して何故、説明をしないのかその理由を明らかにすること。また、明らかにすると何か不都合があるのか会社の見解を明らかにすること。

11．自動車通勤を認めているにも関わらず、駐車許可証が発行されないため自費でコインパーキング代等を支払っている。なぜ駐車場の代金を支払わないのか明らかにすること。

12．通勤手当は通勤距離によって金額が違う。コインパーキングは空いているところを探すため、毎回違うこともある。その時の通勤距離の算出方法は、どうなるのか明らかにすること。

13．現在、駐車場の状況、駐車許可証の発行の順番待ちをしている社員の人数を明らかにすること。また駐車許可証の順番待ちをしている社員で最長は何年ほど待っているのか明らかにすること。

14．現在、駐車場の順番待ちをしている社員に対して、早急に駐車場の確保と駐車許可証の発行をすること。

以上